

農業経営の労務管理など学ぶ

東京海上日動火災長野支店南信支社セミナー

東京海上日動火災保険長野支店南信支社は7日、「農業経営の労務管理と社会保険制度&リスクマネジメントセミナー」を宮田村民会館で行った。社会保険労務士法人アンカーで特定社会保険労務士、農業経営コンサルタントの山本亨さんが「農業経営の労務管理と社会保険制度」と題して講演。農業経営を行う上で必要となる労務管理と社会保険の仕組みについて話した。山本さんは「農業に従事する場合は、労働基準法の労働時間や休憩、休日に関する規定が適用されない」と指摘。

農業経営の労務管理と社会保険制度などについて学んだセミナー



「適用除外になっていると従業員やこれから採用する人に説明する必要があり、無用な労働トラブルを防止できる」と言い、条件を満たした従業員には有給休暇を与える必要があり、外国人技能実習生は

同法が適用されるなど注意点を話した。

他の事業と同じ労働条件で雇用契約書を結んだ場合は、契約書の内容が有効になってしまつとし、雇用契約書の作成方法を説明。労務管理で必要となる書類の種類や就業規則で必要な記載項目などを話し、最後に社会保険の仕組みについて取り上げた。

法人を設立すると、社会保険への加入が義務付けられると説明。会社が月々に支払う保険料を提示し、「何のために法人化するのか考えてほしい」と呼び掛けた。

セミナーは南信で初めて行い、さくら中央会計事務所(宮田村)が共催。南信の農業関係者ら18人が聴講した。

(藪原麻理子)